

／ 全国一斉 ／

子どものための 養育費相談会

子どもの
「今」と「未来」を
支えるために

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

開催
日時

令和8年

9月5日 土

午前10時から 午後9時まで

養育費の
取り決めが
なくても
請求できる？

離婚時まで
遡って請求
できるの？

取り決めの
方法や内容が
知りたい

強制執行を
したい

先取特権の
メリットは？



フリーダイヤル ※当日のみの専用番号です。



0120-567-301

通話料無料 | 秘密は厳守します。安心してご相談ください。

LINE電話
での相談に
対応します。



チャットでの相談には対応できかねます
ので、あらかじめご了承ください。つな
がらない場合には、時間をおいて改め
ておかけください。



- 同居親、別居親どちらからでも相談できます。
- 離婚を検討されている方・養育費の取決めを
されていない方もぜひご相談ください。
- 必要な際はお近くの司法書士を紹介します。
- 司法書士法に定める業務範囲内での対応となります。

私たち司法書士は、子どものための様々な問題に、全力で取り組んでいます。

主催：全国青年司法書士協議会 後援：日本司法書士会連合会